

【廃棄時における安全マニュアル】

- ① 発炎筒は、火薬類取締法第2条第2項(規則第1条の5)のがん具煙火に相当します。(※がん具煙火とは、おもちゃ花火です。)
- ② 廃棄物となった場合であっても同様です。
- ③ 火薬量として25kg(保安炎筒として300本を超える程度)を超えると火薬類取締法の規制を受けます。
⇒25kg以上の火薬類を保管するには、許可を受けた保管庫(がん具煙火庫等)が必要です。
- ④ 各部の名称



- ⑤ 上図下段のようなケースやキャップのないマッチ薬の露出している状態は非常に危険です。このような状態では、取り扱い時や車両輸送時の振動により、露出したマッチ薬とすりつけ紙が接触(摩擦)すると容易に発火し、状況によっては重大な事故につながる可能性がありますのでご注意ください。また、ケースのないキャップ付きだけのものも、取り扱い時や輸送時の振動でキャップが外れ、マッチ薬が露出する恐れがあります。

絶対に分解しないで下さい。

[マッチ薬が露出している状態]



[ケースがなくキャップ付きだけの状態]

